

平成22年度取組計画（案）について

1 自転車等駐車場の整備推進

これまでは、行政による整備が主だったが、今後は行政による整備を進める一方で、行政と鉄道・バス事業者やその他の民間事業者等が、より積極的に連携・協力する共汗の取組により、整備を進める。

行政が行う整備に当たっては、多様化する車種への対応、景観や環境への配慮等の観点を踏まえ、整備を進める。

【整備の予定と状況】

手法	平成22年度		平成21年度 整備台数	平成20年度 整備台数
	箇所数	整備台数 (概算)		
鉄道事業者による整備	3	1,280台	697台	374台
公募事業者による整備	5	900台	376台	0台
助成金制度を活用した整備	5	470台	657台	0台
行政による整備	1	200台	1,258台	2,191台
合計	14	2,850台	2,988台	2,565台

(1) 鉄道事業者による整備

ア 藤森駅（京阪）

収容台数	378台（他、115台分の民間駐輪場あり。）
供用開始	平成22年4月
整備主体	京阪電気鉄道株式会社
整備概要	京阪電気鉄道株式会社が、既存の無料駐輪場（市及び西日本高速道路株式会社の所有地）を有料管理型駐輪場として再整備（254台）を図るとともに、名神高速道路高架下を京阪電気鉄道株式会社自らが道路占用し、124台分の駐輪スペースを拡張した。

イ 三条駅（京阪）

収容台数	約200台
供用開始	平成22年夏（予定）
整備主体	京阪電気鉄道株式会社
整備概要	京阪電気鉄道株式会社が、自社用地を駐輪場として新たに整備し、駅周辺の駐輪スペースを拡張する。

ウ 西院駅（阪急）

収容台数	約700台
供用開始	平成22年秋（予定）
整備主体	阪急電鉄株式会社
整備概要	阪急電鉄株式会社が、既存の駐車場を駐輪場に転用し、駅周辺の駐輪スペースを拡張する。

(2) 道路占用等の公募事業者による整備

ア 二条駅

収容台数	約250台
供用開始	平成22年10月(予定)
整備主体	公募により決定
整備概要	西日本旅客鉄道株式会社の管理地を含めた駅前広場の歩道空間を活用して、路上駐輪場として整備する。

イ 東福寺駅

収容台数	約100台
供用開始	平成22年10月(予定)
整備主体	公募により決定
整備概要	既存の無料駐輪場(市所有地)を、有料管理型駐輪場として再整備する。

ウ 七条駅

収容台数	約400台(既存の無料駐輪場の有料化を含む)
供用開始	平成23年2月(予定)
整備主体	公募により決定
整備概要	既存の無料駐輪場(市所有地)を有料管理型駐輪場として再整備するとともに、駅出入口に近い鴨川河川敷の一部を、府から無料賃借し、新たな駐輪場として整備する。

エ 新京極公園

収容台数	約150台
供用開始	平成23年2月(予定)
整備主体	公募により決定
整備概要	新京極公園内の一部を転用し、駐輪場として整備する。

オ 御池通まちかど駐輪場(第Ⅱ期)

収容台数	未定
供用開始	平成23年3月(予定)
整備主体	株式会社アーキエムズ(平成21年度に公募により選定済み)
整備概要	御池通の歩道空間を活用して、路上駐輪場として整備する。

(3) 民間自転車等駐車場整備助成金制度の活用による整備

ア 予算額

2,800万円(平成21年度と同額)

【参考】整備見込み台数 700台(平成21年度実績:657台)

イ スケジュール

- 第1回目募集受付:平成22年3月25日~4月14日
- 第2回目募集受付:平成22年8月頃
- 第3回目募集受付:平成22年11月頃

ウ 第1回目の結果

- 5箇所(京阪墨染駅,京阪祇園四条駅,阪急桂駅,地下鉄四条駅,都心部)
- 471台(自転車312台,バイク159台)

(4) 行政による公共自転車等駐車場の整備

京都市松尾駅自転車等駐車場

収容台数	200台（自転車180台，原付 20台）
供用開始	平成22年8月（予定）
整備主体	京都市
整備概要	阪急松尾駅西側の水路を暗渠化し，阪急電鉄株式会社の鉄道敷地の一部と一体的に駐輪場を整備する。

2 自転車等駐車場の運営・維持管理

(1) 指定管理者制度の活用

多様化するニーズに効果的・効率的に対応するため，現在，建設局自転車政策課が所管する14箇所の公共自転車等駐車場において指定管理者制度を導入しているが，平成23年度から建設局自転車政策課が所管する全30箇所の公共自転車等駐車場において，指定管理者制度を導入し，更なる利用者サービスの向上を図る。

今年度については，指定管理者の募集等の手続きを進める。

(2) 有料管理型自転車等駐車場への転換

ア 藤森駅（京阪）【再掲】

収容台数	254台
供用開始	平成22年4月1日～
整備主体	京阪電気鉄道株式会社
整備概要	京阪電気鉄道株式会社が，既存の無料駐輪場（市及び西日本高速道路株式会社の所有地）を有料管理型駐輪場として再整備した。

イ 東福寺駅（JR，京阪）【再掲】

収容台数	約100台
供用開始	平成22年10月（予定）
整備主体	公募により決定
整備概要	既存の無料駐輪場（市所有地）を，有料管理型駐輪場として再整備する。

ウ 七条駅（京阪）【再掲】

収容台数	約150台
供用開始	平成23年2月（予定）
整備主体	公募により決定
整備概要	既存の無料駐輪場（市所有地）を，有料管理型駐輪場として再整備する。

(3) 料金体系の見直しの検討

料金体系については，現在，1日1回150円全市一律であるが，利用実態や地域特性に応じた体系の在り方を検討する。

3 自転車通行環境の整備

歩行者と自転車の接触事故を防止し、歩行者と自転車の安全で快適な通行空間の確保を図るため、整備に向けた検討を行っている。

今年度については、「御池通」の歩道上において、歩行者と自転車を物理的に分離する実証実験を実施し、その効果や課題等について、検証する予定である。また、実証実験に併せて、自転車利用者へのルール・マナーを守る意識向上の啓発を行い、自転車の通行ルールの周知徹底とマナーの向上を目指す。

4 都市型レンタサイクルの導入促進

既存のレンタサイクル事業者の状況を十分把握したうえ、必要に応じて、連携・支援を行う。

5 啓発

これまでから行ってきた地域住民や関係機関と連携した各種啓発活動を継続する一方で、これらの各種取組が、更に効果的で、実効力のあるものとなるよう、庁内の協議体であった京都市自転車マナー向上等適正化協議会の参画メンバーに、京都府警を加え、より一層連携を強化している。

今年度の早期に、具体的な取組内容を取りまとめ、新たな啓発活動を進めていく。

6 放置自転車撤去の強化

(1) 土日撤去

これまで月1回程度実施してきた土曜日の放置自転車撤去について、今年度から毎週実施するほか、日曜日、祝日及び夜間についても、以下のとおり撤去を強化する。

項目	平成22年度 (予定)	平成21年度	平成20年度
土曜撤去回数	毎週(5月～)	12回	9回
日曜・祝日撤去回数	6回	2回	1回
夜間撤去回数	24回	20回	12回
撤去台数	—	74,674台	83,587台

(2) 府有地や国有地における市の一元撤去

ア 鴨川河川敷撤去

平成21年7月28日に開催された京都府知事と京都市長の懇談会での合意を受け、今年度から、京都市において鴨川河川敷の放置自転車等の撤去を実施する。

【鴨川放置自転車撤去実績】

平成22年4月 144台
5月 88台

イ 国道撤去

国道の放置自転車が特に多い場所(鉄道駅周辺)において、今年度夏頃から、「京都市自転車等放置防止条例」を適用し、市が放置自転車の撤去を実施する方向で、現在、国(京都国道事務所)と協議を行っている。

(3) 公共性の高い箇所における市の一元撤去

二条駅周辺については、「京都市自転車等放置防止条例」に基づき、即時撤去を実施しているが、駅東側の駅前広場の一部は JR 管理地であり、放置自転車の撤去が行われなため、自転車が放置され続けている状況である。

そのため、当該駅周辺の自転車の放置状況を抜本的に改善するべく、JR 管理地を含む駅前広場の放置自転車撤去の実施について、現在 JR 西日本と本市で協議を行っている。

7 リサイクルの推進

保管後 4 週間、引き取りに来なかった撤去自転車は、売却し、その代金を現金保管することとしている。撤去自転車の売却に当たっては、有資格者と認めた者（平成 22 年 4 月現在：51 業者）に、売却し、売却代金は、撤去後 6 箇月が経過し、本市に所有権が移った後で市の収入としている。

売却できなかった撤去自転車については、これまで産業廃棄物として市から処分費用を支払い処理してきたが、今年度から、再利用可能な鉄等の資源として売却し、市が収入を得るシステムに変更した。